

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	山梨県甲府市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	条例の制定、計画策定、協議会、市と社協の連携、日自との連携		

# 市と社協の連携による地域連携ネットワークづくり

## I. 概要

### 1. 自治体概要

人 口	189,200人
面 積	212.47km <sup>2</sup>
高齢化率	29.0%
地域包括支援センター	9か所
日常生活自立支援事業利用者数	56人
障害者相談支援事業所	26か所
療育手帳所持者数	1,485人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,099人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



地理院地図

### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
518人	426人	71人	13人	8人

(2018（H30）年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	8件	10件	3件	5件
内 訳	高齢者	7件	8件	3件
	障害者	1件	2件	0件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
25人	0人	2人	13人

(2018（H30）年度末時点)

### 3. 事例のポイント

#### ▶計画策定による取組方針の明確化

2019（H31）年3月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、市の中核機関が担うべき機能、今後の施策等を明確化。

#### ▶柔軟性をもった協議会運営

地域連携ネットワークにおける「協議会」では会長を置かず、参加団体を固定せず、委員の選任も都度行う等、柔軟性を持たせた運営を行う。行政の管理職が進行、委員が対等な立場で、その時々地域課題を実質的に協議している。

#### ▶複数の制度利用を想定した相談対応

相談時、成年後見制度、日自等、関連する制度の利用も想定して相談対応・ケース検討を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2016 (H28) 年	甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針を策定 <b>Point 1</b>
2017 (H29) 年	甲府市社協が市民後見人の養成を開始。
2018 (H30) 年	甲府市成年後見制度利用促進審議会条例施行。 甲府市社協が「福祉後見サポートセンターこうふ」を設置。 <b>Point 2</b>
2019 (H31) 年	甲府市成年後見制度利用促進基本計画を策定。 <b>Point 3</b> 甲府市成年後見制度中核機関を設置。



### POINT

#### Point 1

成年後見制度利用支援事業の利用者が増加したことを契機に、甲府市は2016（H28）年に「甲府市成年後見制度の普及啓発に関する実施方針」を策定、市民後見人の養成や甲府市社会福祉協議会が法人後見を受任できる体制整備を行いました。

#### Point 2

甲府市社協では「福祉後見サポートセンターこうふ」を設置し、市民後見人の養成・活動支援に加え、市と協働で、制度の広報や法定後見、任意後見の相談等活動体制を強化しました。

#### Point 3

2014（H26）年度より山梨県が山梨県立大学に委託して、全県対象に実施している「やまなし市民後見人養成講座」の修了者を対象に、甲府市では、2017（H29）年度より「甲府市市民後見人養成研修」を実施しています。

研修修了者は「甲府市市民後見人活動バンク」に登録し、社協の日常生活自立支援事業や法人後見における支援員等として活動しています。

### Ⅲ. 甲府市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

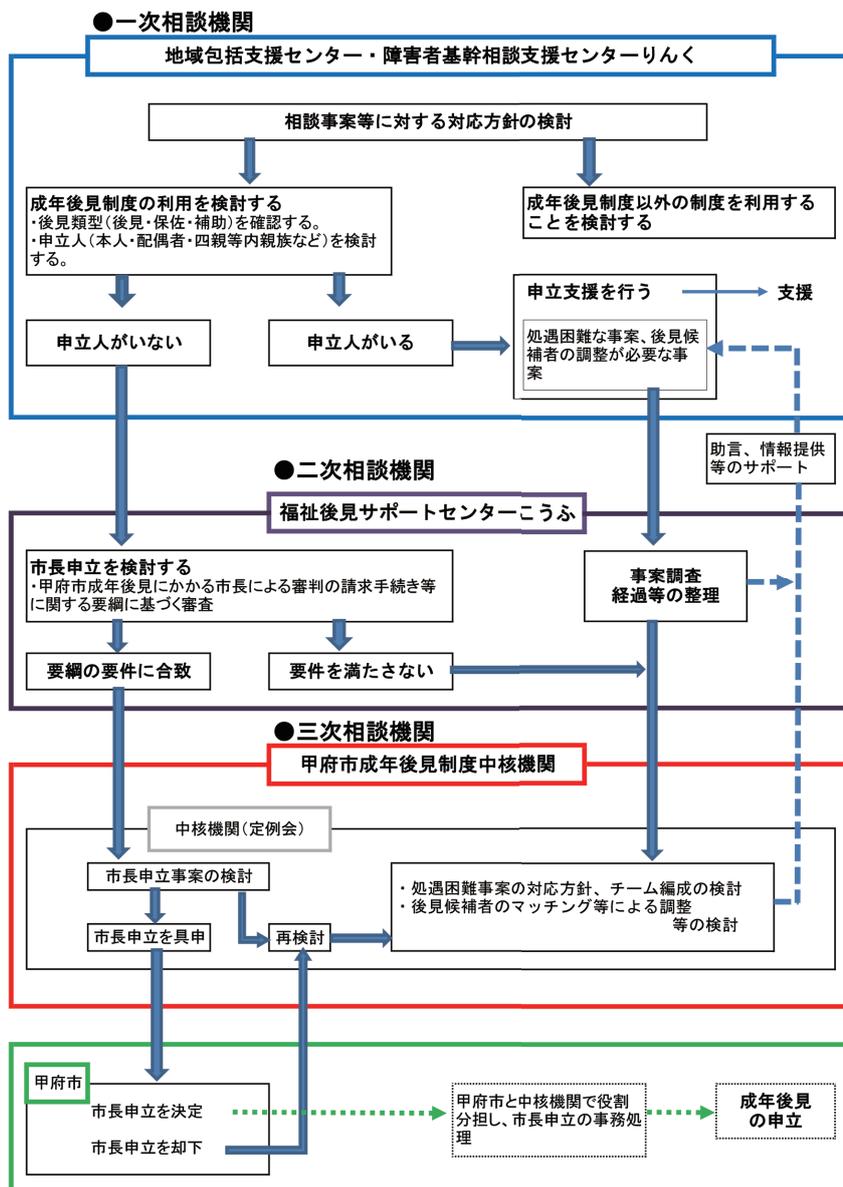
社協への委託で中核機関の整備を行いました。担当者は、市兼務の職員を含めて社協職員3名（うち2名社会福祉士）です。

概ね毎月1回程度、「定例会」を開催、専門職団体等が参加し、後見制度の利用の前段階での検討や、困難ケースの支援方針等の検討を行い、日常生活自立支援事業など他制度の利用も含め、本

人にとってより良い支援について、協議を充実させる取組を行っています。ケースにより、包括などの支援関係者からの状況説明や意見の聴取をしています。

協議会や定例会の開催前に、市と社協間で事前打合せを緊密に行い、それぞれの担う役割を明確にして協議を行っています。

甲府市 成年後見制度 利用の流れ



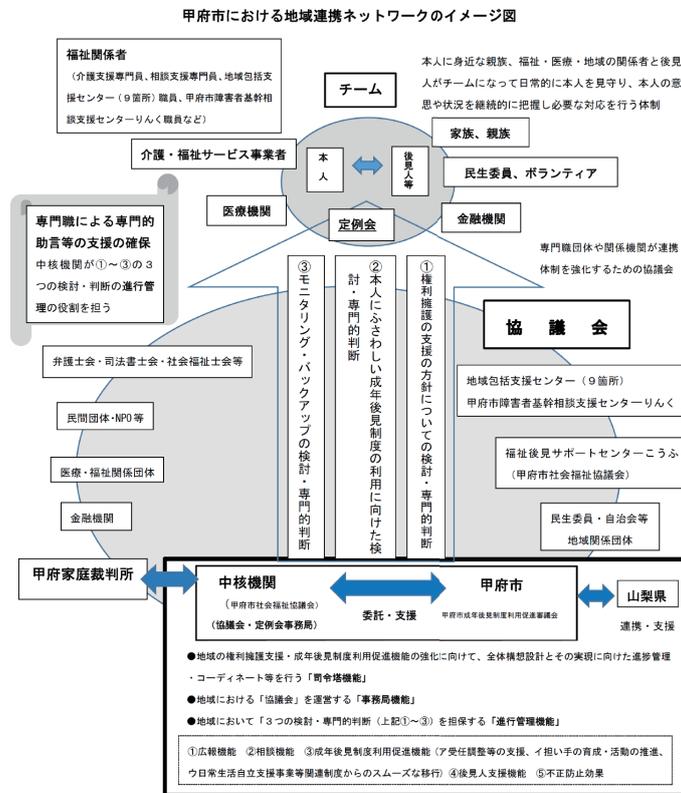
## 2. 甲府市における計画策定と地域連携ネットワークの構築

甲府市では、2019（H31）年3月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、市の中核機関が担うべき機能、今後の施策等を明確化しました。

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/korefukushi/kouken/keikakusakutei.html>

本計画では「地域連携ネットワークのイメージ

図」として下図の概念がまとめられています。地域連携ネットワークの運営を担う「協議会」が位置づけられています。協議会の特徴として、「会長」を配置せず、委員が同じ立場で関わっていることや、委員を固定せず、その時検討が必要な地域課題に関わりの深い委員が加わる等、関係者が参画しやすい柔軟な体制をとっていることがあげられます。



厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室作成地域連携ネットワークをもとに作成

出典：甲府市成年後見制度利用促進基本計画より

### 担当者より

権利擁護を必要とする方が、本人の契約や財産管理を含め、より適切な形に近づけて行くことを目的に、支援を少しずつ進めています。

行政の職員だけでは難しく、関わっていただく社協や専門職等関係者とよりよい関係性をもって作りあげていくのがよいのではないのでしょうか。



### 参考URL 連絡先

甲府市福祉保健部高齢者福祉課  
TEL：055-237-5613

甲府市社会福祉協議会  
福祉後見サポートセンターこうふ  
TEL：055-225-2120  
URL：http://www.kofu-syakyo.or.jp/support/index.htm

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	長野県伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	区分	広域（直営+委託）
キーワード	2段階の相談窓口体制、市町村・広域の機能分担と連携		

## 8市町村の広域整備における中核機関の分担と連携

### I. 概要

#### 1. 自治体概要（8市町村の合計）

人 口	183,768人
面 積	1348.44km <sup>2</sup>
高齢化率	30.7%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	106人
障害者相談支援事業所	106か所
療育手帳所持者数	1726人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1828人

(2018年度末時点)  
(日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績、伊那市を除く）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
341人	278人	52人	11人	

(2018（H30）年10月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	21件	23件	20件	6件
内 訳	高齢者	16件	13件	6件
	障害者	5件	7件	0件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
34人	6人	4人	0人

(2018（H30）年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶市町村中核機関（直営）+

##### 広域中核機関（伊那市社協）という二段階整備

広域整備の上伊那成年後見センターとは別に、「市町村中核機関」として自治体の担当課を位置づけ、専門相談や市民後見人の育成等広域実施が有効な取組をセンターが担う。

##### ▶2層の「地域連携ネットワーク」

市町村単位のネットワーク（市町村協議会、検討・専門判断会議、チーム会議）と、上伊那圏域全体の地域連携ネットワーク（上伊那全体協議会）を整備。ネットワーク間で連携をとりつつ、領域にあった役割、検討を実施。

##### ▶市町村中核機関担当者の研修

市町村中核機関の担当者に対し、その市町村で実際に起こった具体的な事例を基に、実務研修を定期開催。

- 既存機関の活用
- 計画の策定
- 取組
- 定住自立圏域
- 条例の制定
- 窓口周知
- 広報・相談、相談受付の工夫
- アセスメント・支援検討
- 他制度との連携
- 調整
- 市町村長申立
- 受任調整会議
- 市民後見人養成
- 推薦
- 後見人候補者
- 法人後見
- 親族申立の相談・支援
- 活用
- 補助・保佐の
- 親族後見人支援
- 任意後見制度
- モニタリング・バックアップ
- 取り扱い
- 個人情報
- 意思決定支援
- 連携
- 都道府県等との
- 協議体、合議体の設置
- 連携
- 当事者団体との
- 家裁との連携
- 不正防止（効果）
- 連携
- 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

上伊那成年後見センターの設立経緯については、「地域における成年後見制度利用促進に向けた

体制整備のための手引き」P47-48をご参照ください。

## Ⅲ. 上伊那県域における体制の特徴について

### 1. 中核機関の体制

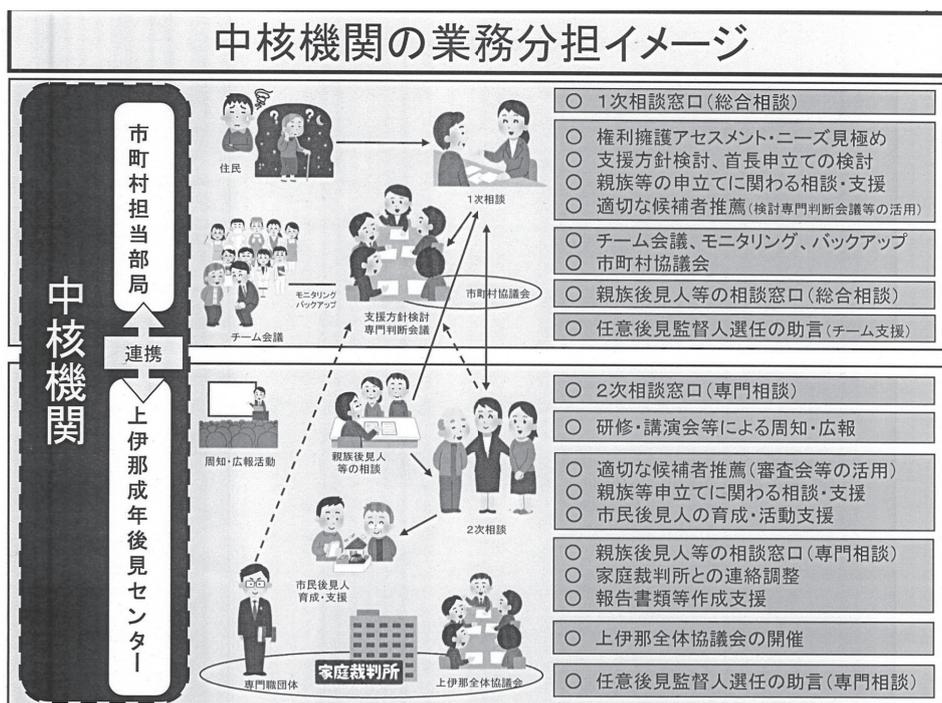
「市町村中核機関」として自治体の担当課を位置づけるとともに、専門相談や市民後見人等広域実施が有効な取組を上伊那成年後見センターが担っています。

市町村担当部局では、1次相談窓口（総合相談）として、本人や親族、関係者からの相談対応、権利擁護アセスメント、ニーズ見極め、チームの支援等を行っています。

上伊那成年後見センターでは、2次相談窓口

（専門相談）として、1次相談窓口等からつながってきた専門相談への対応、研修・講演会等による周知・広報、審査会等による適切な候補者推薦、家裁との連絡調整、市民後見人の育成・活動支援等を行っています。

このような2層体制を作ることで、住民が身近な相談窓口相談しやすくなることとともに、1次相談窓口職員に当事者意識が生まれ、スキルアップにつながっています。



## 2. 二層（市町村・上伊那圏域）の地域連携ネットワーク

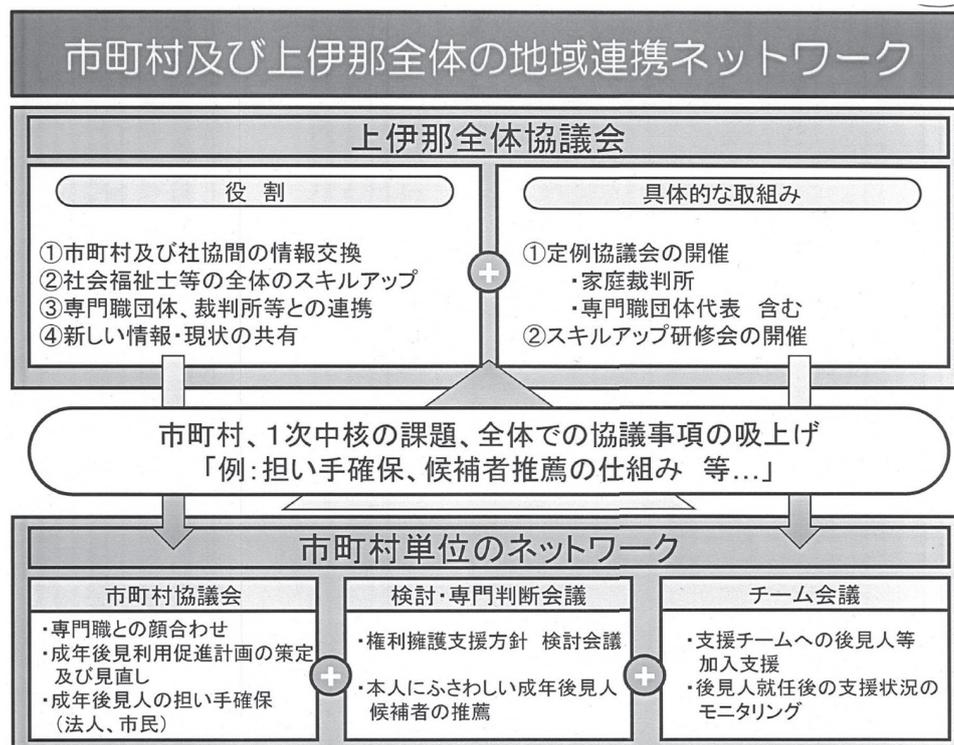
新たな中核機関の体制整備を機に、上伊那圏域では、8市町村単位のネットワークとして「市町村協議会」、上伊那全体の地域連携ネットワークとして「上伊那全体協議会」の、二層によるネットワークを整備しました。

当初は、「上伊那全体協議会」のみの設置を想定していましたが、1次窓口である市町村単位で「検討・専門判断会議」を開催する際には、専門職との連携が必要不可欠であり、上伊那地域では、市町村ごとに成年後見利用促進計画を策定することから、市町村単位の協議会を設置しました。

市町村単位では、「市町村協議会」、「検討・専

門判断会議」、「チーム会議」を実施し、上伊那地域の「上伊那全体協議会」では、市町村及び社協間の情報交換、社会福祉士等職員のスキルアップ、専門職団体・裁判所との連携、情報共有等を行っています。

市町村・広域二層のネットワーク間で連携をとりつつ、領域にあった役割、検討を実施していますが、このように市町村単位でも検討する場を設けることで、専門職との連携が取りやすくなり、ケースへの対応力の向上や迅速な対応が可能になると考えます。



### 3. スキルアップ研修会の実施

上伊那成年後見センターでは、市町村中核機関の担当者を対象に、実務に関する「中核機関スキルアップ研修」を定期的に開催しています。

研修では、相談対応スキルアップのために実際に市町村中核機関で関わったアセスメント・ニーズ判断に迷った事例検討や、各市町村における成年後見制度利用促進計画策定の状況報告、成年後見制度に関するやニーズ調査の報告など、市町村の取組報告、情報交換を行っています。

「中核機関スキルアップ研修」は、具体的な実

務に直接つながる内容であると同時に、各市町村における相談・チーム支援、市町村協議会の運営などを話し合い、市町村の取組を参考にし合える場となっています。

8市町村で取組みの進捗に差がありますが、先行している市町村の状況を参考にしながら進めることができ、令和元年度では、「市町村協議会」の開催が1ヶ所から2ヶ所へ、「成年後見制度利用促進計画」の策定が3ヶ所から4ヶ所へ増加しました。



中核機関スキルアップ研修の様子

#### 担当者より

中核機関は、各市町村に整備しました。少しずつでも進めて行けるのではないかと思います。

何か困ったことがあるとき広域の中核機関である社協に聞くことができること、他の自治体とざっくばらんに協議できる場があるのが良いと思っています。



#### ■参考URL 連絡先

伊那市 保健福祉部 福祉相談課	TEL：0265-78-4111
駒ヶ根市 地域保健課	TEL：0265-81-6695
辰野町 保健福祉課	TEL：0266-41-1111
箕輪町 福祉課	TEL：0265-70-6622
飯島町 健康福祉課	TEL：0265-86-3111
南箕輪町 健康福祉課	TEL：0265-72-2105
中川村 保健福祉課	TEL：0265-88-3001
宮田村 福祉課	TEL：0265-85-4128

伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター  
TEL：0265-96-8008

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率 (65歳以上人口割合)					

自治体名	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、下條村、喬木村、豊丘村、大鹿村	区分	広域・委託
キーワード	定住自立圏広域連携、広報・啓発、小規模町村支援		

# 1市3町10村による定住自立圏活用による社協への広域委託

## I. 概要

### 1. 自治体概要 (※1市3町10村の合計値)

人 口	158,883人
面 積	1928.91km <sup>2</sup>
高齢化率	33.43%
地域包括支援センター	17か所 (※以下飯田市の値)
日常生活自立支援事業利用者数	50人
障害者相談支援事業所	28か所
療育手帳所持者数	872人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	674人

(2018年度末時点、町村は2019年10月1日時点)  
(日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
不明	—	—	—	—

(2018年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	2件	1件	3件	1件	
内 訳	高齢者	2件	1件	2件	0件
	障害者	0件	0件	1件	1件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	—

(2018年度末時点)

### 3. 事例のポイント

#### ▶南信州定住自立圏形成協定に、

#### 「成年後見支援センターの設置」を追加

飯田市と下伊那郡の1市3町10村による定住自立圏形成協定の追加協定として「成年後見センターの設置」について締結。

※「定住自立圏域」については「ポイント解説 P198を参照ください。

#### ▶中核機関のアウトリーチによる小規模町村支援

圏域に人口1,000名以下の村が複数ある中、中核機関が町村にアウトリーチして広報・啓発や相談対応を実施。

#### ▶日自等、関係施策担当者との連携

初期相談においては、日常生活自立支援事業(以下「日自」といいます。)の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用を相談する等連携。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011 (H23) 年	飯田市が「成年後見制度利用促進検討会」を開催（4回） <b>Point 1</b>
2012 (H24) 年	広域連合会議で成年後見センターの設置を定住自立圏形成協定に追加することを提案し、了承される。
2013 (H25) 年	1市3町10村で「南信州定住自立圏形成協定」の修正協定を締結。 <b>Point 2</b> (4月) 飯田市と飯田市社協の間で委託契約を締結。 (7月) 「いいだ成年後見支援センター」を開設。
2018 (H30) 年	「いいだ成年後見支援センター」が中核機関となる。



### POINT

#### Point 1

成年後見制度利用促進検討会では、市町村、専門職、関係機関等が参加、以下についてまとめられました。

- 成年後見支援センターの必要性
  - センター機能としては、相談対応だけでなく法人後見の受任ができることが必要
  - センター運営主体は、飯田市社協を第一候補とする
  - 社協は様々な介護・サービスを実施しているため、法人後見受任の際の利益相反を回避する方法についても検討する
- ※特に、社協が特別養護老人ホーム等を運営していることから、利益相反回避のための検討を行っています。

#### Point 2

成年後見支援センターの設置において、設置初年度の委託料は18,000千円が予算措置されました。

また、各市町村の負担割合は、「人口割」としています。

#### 広域連携による成年後見センターが立ち上がったきっかけは何ですか？

長野県は広域で市町村数が多く、人口規模の小さい市町村も多いことから、行政も社協も、広域連携による取り組みが多く行われています。

成年後見についても、長野県社協が市町村を集めて情報交換会を開催したこと等を契機として、2011年（H23）年より長野県内で続々と広域連携による成年後見センター等が立ち上がりました。

飯田市・下伊那郡でも、専門職等による「南信州後見支援ネット」からの成年後見支援センター設置の提言を受け、「成年後見制度利用促進検討会」を開催することとなりました。



### Ⅲ. 飯田市・下伊那郡における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

飯田市社協に委託されていたいいだ成年後見支援センターが中核機関に指定されました。担当者は、市社協の課長（兼務）1名、後見係3名（専任・社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事）、非常勤職員1名です。

センター設立当初から数年間、飯田市の職員が

成年後見支援センターに出向することにより、行政との連携をスムーズに行うことのできる関係を築くことができました。

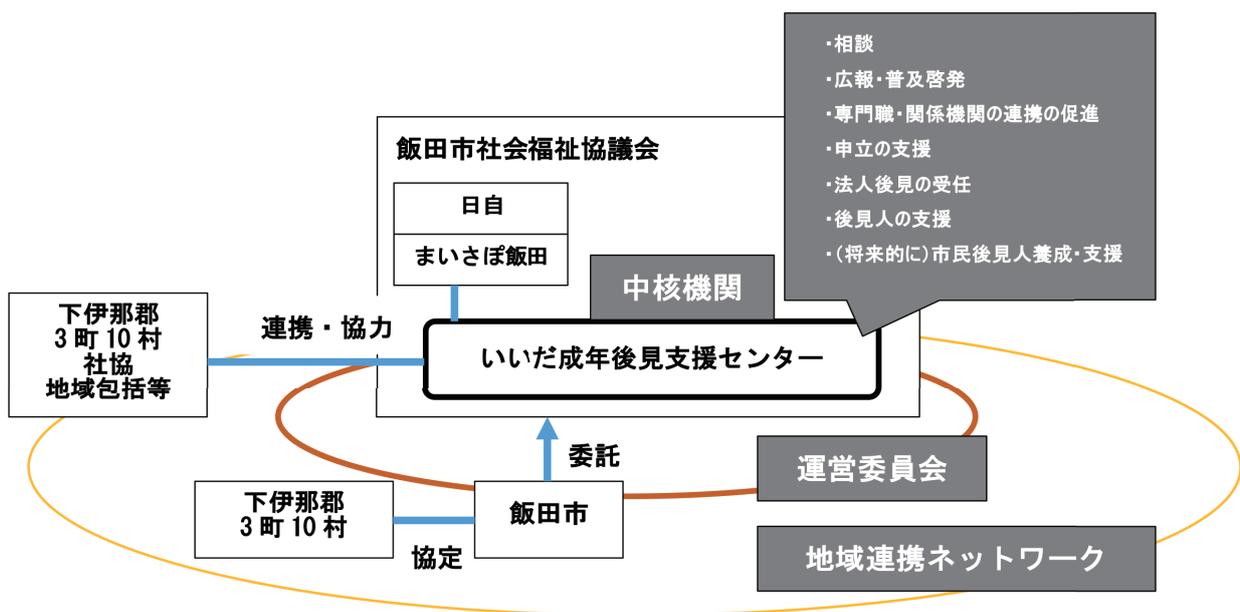
センターの運営は、2ヶ月に1回開催される運営委員会にて協議しています。

#### 2. 「地域連携ネットワーク」の可視化

いいだ成年後見支援センターが中核機関となる際、これまでゆるやかに連携していた民生委員、医療機関、金融機関、高齢者・障害者施設等を運営する福祉サービス事業者等にも声をかけ、こうした関係者・関係機関も含めて名簿を作成し、「地域連携ネットワーク」と名付けました。これ

により、センターの連携先やネットワークの目的が可視化されました。「地域連携ネットワーク」では、地域の住民の方の権利擁護支援に向けて日頃から連携を図っているほか、年1回、成年後見、意思決定支援等に関する研修会を行っています。

いいだ成年後見支援センター 体制図



### 3. 日常生活自立支援事業等、関係施策担当者との連携

飯田市社協は、いいだ成年後見支援センターを受託するとともに、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（日自）の基幹的社協でもあります。権利擁護に関する初期相談においては、日自の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用等に関して相談にのる、必要な場合

には日自から成年後見制度への移行の検討を行う等の連携を行っています。

また、生活困窮者の支援制度として生活全般にかかる困りごとの窓口である生活就労支援センター（まいさば飯田）を飯田市社協が受託しており、様々な生活相談との連携がスムーズに図られる体制となっています。

### 4. 中核機関のアウトリーチによる小規模な町村支援

いいだ成年後見支援センターでは、図のようなパンフレットを作成し、各地域の地域包括支援センターや役場を相談窓口として案内しています。

した対応を実施しています。

一方、下伊那郡の3町10村では、人口が1000名以下の小さな規模の村が複数あり、専門性が必要な権利擁護の相談体制を整備することが難しい場合もあります。

いいだ成年後見支援センターでは、年2回は町村を訪問し、相談や聞き取りを行っています。また、各自治体で研修会、講演会を行うなど、町村にアウトリーチ

**7 成年後見制度に関する相談窓口**

毎年度 にお住まいの 高齢者	飯田市役所、地域包括支援センター
・飯田市長寿支援課長寿支援係 (飯田・上郷)	TEL.0265-22-4511 (内線)
・いいだ地域包括支援センター (東山、東本、北山、新山、西山、上郷)	TEL.0265-56-1595
・いがる地域包括支援センター (山田、伊豆)	TEL.0265-28-2361
・かたがね地域包括支援センター (山)	TEL.0265-53-9411
・あけの地域包括支援センター (東、西、中、南、北、東山、西山、上郷)	TEL.0265-27-6052
・南原地域包括支援センター (山田、伊豆)	TEL.0260-34-1056

毎年度 にお住まいの 障害者	飯田市福祉課障害福祉係
	TEL.0265-22-4511 (内線)

下伊那郡 にお住まいの方	各町村役場
・知内町役場保健福祉課	TEL.0265-36-6800 (内線)
・高森町役場保健福祉課	TEL.0265-35-3111 (内線)
・阿南町役場民生課	TEL.0260-22-4050 (内線)
・阿智町役場民生課	TEL.0265-43-2220 (内線)
・平谷町役場民生課	TEL.0265-48-2211 (内線)
・穂野町役場民生課	TEL.0265-49-2111 (内線)
・下條町役場民生課	TEL.0260-27-1231 (内線)
・高木町役場民生課	TEL.0260-28-2311 (内線)
・天童町役場民生課	TEL.0260-32-2001 (内線)
・赤松町役場民生課	TEL.0260-26-2111 (内線)
・高木町役場保健福祉課	TEL.0265-33-2001 (内線)
・豊丘町役場保健福祉課	TEL.0265-35-9060 (内線)
・天童町役場保健福祉課	TEL.0265-39-2001 (内線)

障害者の方の相談	飯伊保健福祉・高齢者支援センター
	TEL.0265-24-3182

任意後見契約について	飯田公証交換
	TEL.0265-23-6502

日常生活自立支援事業について	飯田市社会福祉協議会 地域福祉課
	TEL.0265-53-3187

成年後見制度の申立先	飯田家庭裁判所生活援助室
	TEL.0265-22-0187

成年後見制度の利用や申立についてのご相談  
 いいだ成年後見支援センター ☎0265-53-3187 FAX0265-56-5505

成年後見制度の利用 P.1  
 法定後見制度と任意後見制度 P.3  
 法定後見制度申立手続きの流れ P.5  
 任意後見制度申立手続きの流れ P.7  
 成年後見人等の仕事について P.9  
 後見制度支援信託について P.10  
 成年後見制度に関する相談窓口 P.11

社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会  
 いいだ成年後見支援センター

#### 担当者より

成年後見制度を必要とする方が、相談につながり、制度を利用したことで生活が安定し、心配ごとがなくなる様子を見ると、このような支援体制があって良かったと思います。

この制度を求めている方は、地域の中に確実にいらっしゃいます。圏域での一体的な実施により、支援につながらない方が少しでも少なくなれば良いと思います。

広域で取り組むことで、業務を少ないコストで効率的に行えている部分があると感じています。



#### ■参考URL 連絡先

飯田市役所健康福祉部長寿支援課  
 TEL : 0265-22-4511  
 ●いいだ成年後見支援センター  
 TEL : 0265-53-3187



## 「チーム」による支援と後見人の役割

東京都社会福祉協議会 地域福祉部  
部長 川井 誉久

国の基本計画では、「チーム」による対応のあり方について、「権利擁護支援を必要とする本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」としています。

また、『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』では、「チームは、後見等開始前においては、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たす」と説明します。

こうしたチームによる支援が、本人の抱える多様な課題を多角的な側面から適切に解決し、安心できる幸せな日常生活を支える基礎的な力になることが期待されます。地域連携ネットワークや協議会、そして中核機関も、このチームによる取組を支え、エンパワメントすることを通じて、はじめてその役割を果たすことができるといえます。

ところで、福祉分野では、従来からケアマネジャーやケースワーカー等が中心となり、ケースカンファレンスや支援調整会議といった形でケースごとの支援チームが形成される

ことが珍しくありません。そして、そうした会議体やチーム運営にあたっては、本人を中心とした支援のあり方を指向し、本人参加による支援計画の検討・作成に取り組むことが重視されつつあります。

その際にネックになりがちなのが、本人の身近で信頼できるキーパーソンが不在な場合です。多くのチームのメンバーが、キーパーソンが見当たらないことにより、支援方針が定めがたく、会議が迷走し、統制のとれた一貫した支援が実行できず、次第にチームの求心力が失われていくという苦い経験を持っています。もちろん、それぞれの専門職や関係者には、常に本人の意思決定の支援に努め、自己決定を尊重した実践が期待されますが、支援者である以上、完全に本人の立場に成り代わることはできず、またそれは適切ともいえません。

そこで、法的にも実質的にも本人の立場に立って権利を行使し、本人の利益の追求、確保に責任を果たす後見人がチームに加わることは、本人の心身や生活状況のきめ細かな把握につながることはもちろん、チームの当事者性を高める上でも大きな意味があるといえます。それはいわば、後見人の参加による“パーソンセンタードチーム”の実現とでもいうべき実践です。

また、チームに参加する後見人が専門職である場合には、チームが指向するソーシャルワークの機能を一層高めたり、ソーシャルワークと法律等の他分野の専門性を本人本位の視点から融合させる効果も貴重です。



## 意思決定支援のチームメンバーとしての本人

日本社会福祉士会  
星野 美子

意思決定支援という支援を受ける対象が本人であることは皆が共有しているのですが、その本人が客体ではなく主体であると視点を切り替えると、気づかされることがあります。

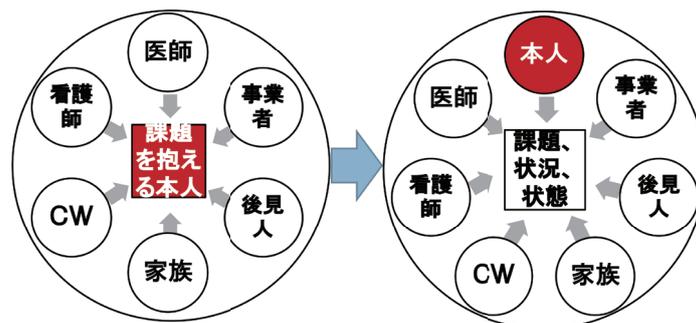
左の図は周辺の支援者だけがチームを構成しており、本人のためによかれと思って支援をしているのですが、本人がその場においても本人の気持ちに寄り添えず結果として本人不在、支援者本位になってしまうことを表しています。どうしてそのようなことになってしまうかといえば、本人が参加していても「課題を抱える本人」つまり、「課題=本人」と見てしまっていて、本人に変化を促すことで課題を解決しようとしてしまっている可能性があります。つまり、課題の捉え方が支援者主体となっていることが多いといえます。

右の図では、チームの一員、チームメンバ

ーとして本人を捉え、位置付けを見直し、支援者とともに同じテーブルにつき、課題を本人から切り離し、課題だけではなく状況や状態も中心において、ともにそれについて話し合っていきます。そうすることによって、本人は課題に対して意向をもち、どうしたいか、どうしたくないかを考え、表現する人として存在することになります。

チームとは、ただ単に本人に関する支援者が集まることだけでは構築できません。本人とともに共通の目的に向かって共同作業を行う集団がチームであり、初めからチームが出来ているわけではないのです。本人も一緒に意見を出し合い、時にはぶつかり、認め合い、協力してやり遂げる過程を通してチームとして成長していくのです。

＜参考＞意思決定支援におけるチームメンバーとしての本人  
支援を受ける対象(客体)から意思決定の主体としての捉え直し



出典:ソーシャルワークの理論と実践の基盤、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、へるす出版  
88頁 図3-4 協働体制の変化(福山和女)より一部改変引用

出典:公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」



## 既存の会議等の活用

取手市役所 高齢福祉課  
寺崎 邦秀

### 1. はじめに

私は、平成25年度に茨城県取手市役所に「社会福祉士」として入庁してからの7年間、高齢福祉課に所属しています。高齢福祉課での業務内容は、多岐にわたっていますが、介護認定の申請に始まり、困難ケースの対応に地域包括支援センターや介護支援専門員と一緒に現場での対応、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターに関する包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業等の業務を担っています。

どちらかということ、成年後見制度の利用促進においては、他の事業に取り組むことで多くの専門職とかかわることで権利擁護支援が必要となっていることが多々あることを実感しています。

### 2. 取組みの背景

元々、権利擁護に関する相談については、介護支援専門員（ケアマネジャー）から相談を受けていました。当時は成年後見制度の申立に積極的では無かったため、認知症等により判断能力が低下する方や身寄りのいない独居高齢者の増加を背景に、福祉関係者から市役所への相談が徐々に増えるにつれ、行政だけでは対応が困難なケースも増えてきました。

このような状況の中、平成27年度から市長申立を進めてきましたが、当初は司法関係者等とのネットワークも無かったため申立書の「後見人等候補者」欄は、空欄で出していたのが実情で、後見人の選定は家庭裁判所に選任を一任していました。

ただ、後に分かったのですが、家庭裁判所に一任すると、被後見人にふさわしい後見人候補者を家庭裁判所が1から検討することになり、成年後見制度の申立をしてから実際に後見人が選任されるまでの間にかなりの時間を要する場合もあることが分かり、被後見人の生活は日々変化する可能性があり、選任されるまでの間に死亡されたケースもありました。このようなケースがあったからこそ、後見人候補者を事前に決めて家庭裁判所に申立をする必要性を強く感じました。

### 3. 地域ケア個別会議の活用

平成27年度から社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを市内4箇所に増設したことで、医療・福祉の専門職である主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等がより地域に根ざした活動を展開することで、地域住民、民生委員、ケアマネジャー等の地域の関係者から各地域包括支援センターに対して、権利擁護にする相談が多く寄せられるようになりました。それに伴い認知症等により判断

能力が低下した高齢者の家賃未納や税金未納による督促状への対応や債務整理等の法的な専門知識を必要とするケースへの対応も増加してきました。医療・福祉の専門知識を持っている地域包括支援センターが対応する内容が年々複雑化もしている傾向もありました。

そこで、平成28年度から社会福祉協議会が連携していた弁護士に電話等で相談したのがきっかけで、地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議に参加していただきました。

その後、弁護士だけでなく司法書士、行政書士、社会福祉士の司法・福祉専門職団体にも声を掛けて、ネットワークの構築のさらなる充実を行い、平成28年度から年間4回程度司法・福祉・医療専門職を交えた連携会議を行うことができ、市長申立時に後見候補者を具体的に明記したうえで申立することも可能になりました。このようなネットワークの構築が出来たのは、各専門職団体の積極的な協力があつたからこそだと思っています。

平成28年の成年後見制度利用促進法の施行を踏まえ、各市町村においても地域連携ネットワークの構築や市町村計画の策定をしなければならなかったため、その一歩となる土台作りが出来たと思います。

#### **4. 消費者安全法による消費者安全確保地域協議会との協働**

平成30年度に取手市成年後見制度利用促進審議会条例を制定し、令和元年度から6回の審議会を開催し、令和2年度からの中核機関の設置（行政と社会福祉協議会による協働設置）と成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

個別のケースに対応するため消費生活センターとの連携が密であったため、本審議会のメンバーに消費生活センター長を入れました。令和元年5月下旬に厚生労働省社会・援護局地域福祉課から「消費者安全確保地域協議会の手引きの周知について」という事務連絡が通知されたことがきっかけで、消費者安全法による「地域協議会」の意義やメリットを勘案し、成年後見制度利用促進に関する協議会と消費者安全法による「地域協議会」を兼ねて設置できないか検討しました。両協議会の意義や参画者が類似していることから、審議会で議論を重ねるうちに、令和2年度から両者の協議会を兼ねて組織化することとなりました。行政や地域包括支援センターは警察とは高齢者虐待等の対応やケース対応等による連携も図れていましたが、さらなる横のつながりが可能となることから警察関係者も本協議会に参画していただくこととし、さらなる地域のネットワークの充実を図ることとなります。

#### **5. まとめ**

以上のように本市では、地域ケア個別会議や権利擁護支援に関する会議の意義やメリットを勘案し、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会と成年後見制度等利用促進連携協議会を兼ねて組織化することとしました。成年後見制度の利用を促進するためには、行政が中心となって息の長い取組みが求められるため、既存の会議で行っているメリットを考え、できることから始めるのが良いのではと思っています。



## 中核機関に期待したい情報の発信と収集

エール社会福祉事務所

西田 一朝

ヒアリング調査を担当させていただき、要支援者が必要な支援にたどり着くまでの流れ、とりわけ入口のあり様を考えてみた。

基本的には、他人に生活や財産を託すことは、容易に決められない。ましてコンビニエンスストアで、たくさん陳列された商品から、メロンパンを選ぶように、支援者や後見人等を選択することは難しい。そういった視点をもって、地域のネットワークを構築し、具体的な取り組みを考えてほしい。

また、通常は、判断能力の不十分な人が、相談すべき機関に、自ら相談することは難しい。むしろ安心できる社会の実現のためには期待するべきではないであろう。このような観点で言えば、至極当然な環境整備となるが、セーフティネットの実現のために、地域や福祉医療関係者がつなぎ役にならないといけない。

したがって、地域や福祉医療関係者が成年後見制度や権利擁護を正しく理解することが不可欠なのである。さらに言えば、後見人が選ばれた後も、チームとなって地域や福祉医療関係者による支援が必要である。われわれは、後見人が選ばれた後のこともイメージしながら、成年後見制度の必要性を吟味して、制度につなげていくことを忘れてはいけない。

そのため、地域や福祉医療関係者への情報発信を工夫していくことが肝要である。要支

援者への支援と同様に、地域や福祉医療関係者から情報を収集し、定期的な見直しをかけていってほしい。

他方、並行して、自ら将来の備えをしていくこと、任意後見制度や補助の周知も欠かすことはできない。情報が溢れる社会にあって、信頼できる情報が欲しいというのは、当たり前のことである。

行政や中核機関、社協には、そのために先頭にたっていただきたい。これらの機関に携わる皆様が、もし自分の判断能力が不十分になったときに、自分が相談したいと思える権利擁護や成年後見制度の窓口や地域ネットワークをつくってほしい。

今回のヒアリング、ワーキンググループを通じて、多くの気づきがあった。このヒント集、これまでの手引きは、ぜひ一読する価値がある。全国に中核機関が設置されることで、権利擁護や成年後見制度が適切なタイミングで検討される、そのような機会を誰もが得られる地域社会になってほしいと考える。

成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進していくこととしています。

また、令和元年5月に設定した基本計画に係るKPIにおいては、令和3年度末までに中核機関（権利擁護センター等を含む）を全1,741市区町村に整備すること等を目標として掲げています。

上記を踏まえ、国において自治体に対する中核機関の整備・運営に対する各種の財政措置が設けられています。

#### （中核機関の立ち上げに係る国庫補助）

中核機関の立ち上げに当たっては、まずは、地域の実情に応じた中核機関の具体的なイメージを明確化することが必要です。

このため、令和元年度から、中核機関の立ち上げに向けて地域の専門職や関係機関等と検討するための会議費や、中核機関等の先進地を視察するための旅費等に対する国庫補助事業が設けられています。国で実施する市区町村職員や中核機関等職員（予定を含む）向けの研修に参加するための旅費についても、この国庫補助事業の活用が可能です。

このほか、都道府県向けの国庫補助事業と

して、広域的な観点から体制整備を支援する体制整備アドバイザー事業や、中核機関、市町村職員に対する研修、中核機関等向けの専門的な相談窓口の設置に係る経費に対する国庫補助事業も設けられています。

#### （中核機関の運営費に係る国庫補助）

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成30年度から標準団体10万人規模に約300万円の普通交付税措置がなされました。

これに加え、令和元年度から、中核機関において新たに先駆的取組を実施するための経費に対する国庫補助事業が設けられています。この補助事業は先駆的取組を開始する初年度の経費が補助対象となります。

令和2年度予算案では、新たに、中核機関や権利擁護センター等において、市民後見人や親族後見人をサポートするための専門職による相談の実施や、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための受任調整会議の会議費に対する国庫補助事業が計上されています。この補助事業は最大2年間の補助が可能です。

このほか、中核機関において実施する「成年後見制度の広報・啓発」、「市民後見人の育成」、「法人後見立ち上げのための研修等」に要する経費については、既存の高齢者・障害者施策ごとに設けられている国庫補助事業の

活用が可能です。

中核機関の整備・運営については、こうした各種の国庫補助事業を活用することが可能

ですので、市区町村においては、これらの国庫補助事業を積極的に活用しつつ、中核機関の整備に向けた取組を進めていただくことが望めます。

<中核機関が活用できる財源のイメージ図>

